

2020（令和2）年度：募集要項【第2回】

■事業趣旨

当法人は、次代を担う子供たちにとり自分が生まれ育った地域を想う気持ちの醸成の一助になることを願い、小学校・中学校・高等学校における運動や文化系の各種部活動、スポーツ少年団などの運営、大会等の出場に伴う遠征、地域や学校行事などを資金面から応援するため、次の事業を行います。

本基金の趣旨をご理解の上、お役立て頂きますようお願い申し上げます。

一般財団法人 北見通運こども応援基金
理事長 武山 昇

■募集事業

【部活動等助成事業】	
助成内容	学校の部活動やスポーツ少年団などの活動に必要な備品・用具類のほか、環境を整備するのに必要な費用。
助成金額	30万円若しくは必要な費用の額のいずれか少ない金額
予算金額	100万円
募集期間	公表日より令和2年10月31日まで 【但し、予算消化を以て終了する】

【遠征費等助成事業】	
助成内容	全道・全国大会などへの遠征に必要な費用。但し、出場選手及び部活動として応援に参加する児童・生徒に係る旅費の不足額に限る。
助成金額	50万円若しくは必要な費用の額のいずれか少ない金額
予算金額	100万円
募集期間	公表日より令和2年10月31日まで 【但し、予算消化を以て終了する】

【行事費等助成事業】	
助成内容	学校行事や子供たちの思い出づくり、故郷への愛着を育むことに資する地域行事などの開催に必要な費用。但し、事業収支上の不足額に限る。
助成金額	50万円若しくは必要な費用の額のいずれか少ない金額
予算金額	100万円
募集期間	公表日より令和2年10月31日まで 【但し、予算消化を以て終了する】

■事業の実施にあたって

- (1) 今年度の年間予算総額の範囲内においては、各助成事業の執行状況を勘案し、予算の振替措置等を行うことがあります。
- (2) 各助成事業における1回あたりの上限金額は原則であり、本基金の趣旨に照らし、適当と判断される場合には、これを超えて支給決定する場合があります。

■対象事業及び費用、事後手続きについて

- (1) 個々の案件について、本基金の趣旨に照らして、助成の可否を判断致しますが、申請者の事業及び活動が、営利目的を伴うもの、或いは特定の主義主張の浸透を含むものであると見なされる場合には、助成の対象になりません。
- (2) 助成対象となる費用とは、本基金の趣旨に沿った事業や活動であり、且つ子供たちのために直接的に充てられるもの、若しくはその効果が直接的に及ぶものに限り、申請者の通常の業務維持のため経常的に必要となる費用やそれに類するものは該当致しません。
- (3) 助成金の支給を受けた申請者は、事後において遅滞なく、当法人宛に報告書（任意様式）及び使用内容を確認できる関係書類を提出して頂きます。万一、提出を頂けない場合や、承認を受けることなく内容を変更した場合、或いは事業の実施予定日を超えて書面による正当な理由による報告もなく事業が実施されない場合には、支給決定の取り消しや助成金の返還を求めることとなります。

■応募について

- 【資格】 北見市内及びその周辺地域に所在し活動をしている学校（部局）・スポーツ少年団等及び行事を主催する実行委員会組織などの団体 ※代表者が明確であること
- 【手続き】 事前照会により応募可能な案件であることを確認した上で、所定の申請書様式に関係書類を添えてご持参下さい。支給決定案件は、事業の実績として公表します。
- 【条件等】 個々のニーズに機動的に 대응するため、審査は受付順に行うものとし、今年度内に使用されるものに限り、使用されます。

■申請先等

- 【事務所】 北海道北見市大通東2丁目8番地
TEL 0157 (33) 7117 FAX 0157 (33) 7118
E-mail kodomo@kitamitsuun.co.jp



北見通運(株)コンテナセンター2階